

「カリスマ登場」の巻

本物の中の本物

By まこやん こと 谷口誠

私が労働局で個別労働紛争解決制度（あっせんや助言指導）を担当していた時のお話。

あっせんとは、平たく言えば「労働紛争に関して、労働行政が示談を図る」ような制度であり、同制度を支える「あっせん委員」は、いずれも労働関係に深い知識を有する専門家なのだが、中でも光を放つ超本物がいたりする。映画「七人の侍」、多くの侍が出てくる中で、物語の中心となって村人達を助けるのは、圧倒的な実力を有する一握りの「本物の侍」なのであるが、まさにそんな感じの「ホンマのホンマの専門家」が……

カリスマあっせん委員

西の雄●●大学で労働法を専攻し、30代で教授に就任。著作は数知れず、政府設置の委員会等の多くにも名を連ねる権威。「日本の労働法学会の本流を進むエリート中のエリート、そんなA教授が今回の主人公である。

圧倒的な知識と、それに裏打ちされた自信に満ちた物言い。辣腕弁護士を思わせる弁舌と交渉力を併せ持つA教授と仕事でご一緒できるのは、時に担当者をして役得と感じるほどに勉強になる。誰よりも詳しい上に、論争にめっぽう強いので、あっせんの進め方も独特である。まずは両当事者の考え違いを遠慮なく指摘し、双方をへこませる。そうしておいて事件の解説をして



ズバリ●●万円ですな
裁判なら、まず間違いなくこうなるので、このあたりで手を打ったほうが良いと提案してまとめるのである。

理屈っぽい事業主等に対しても……



……これこれこのように、本件は当社には何ら責任がないわけで



そんなことを誰が言ったんですか？



顧問弁護士の先生です



あ〜なるほど、弁護士じゃあ仕方ないですね



どういう意味ですか？



本件は、労働者側も結構勉強してるみたいで、色々な争点を持ち出して来てますよね。これに対して、会社側は、ご丁寧にも労働者側が指摘する問題点の全てに反論をなし、それをもって『当社には責任がない』と……



そのどこにがいけないのでしょうか？



多くの裁判は、相手方の主張を潰していく作業の繰り返しであるわけで、弁護士は相手の主張とにかく反論をするわけです。しかしね、労働関係の裁判ってのは、他の裁判にはない独特の機微というカツボのようなものがあって、そこを踏まえないとだめなんです



今回のもまさに同じでね、労働者側の主張に対する抗弁としては及第点ですが、肝心な点がポッカーリ抜け落ちています。そのあたりが労働法に詳しくない普通の弁護士の限界というか、我々専門家と素人との違いなんだよね〜



うわ〜 めっちゃカッコエエ

おあつらえの事件が……

30代女性がやってきて、解雇に関するあっせんをした。「労働条件の引き下げを通告され、それを断ったら解雇された」とのこと。

『週35時間で月給制という条件でない』と入

社できない』と言ったところ、『それでいいから来てくれ』と頼まれ、入社した。しかし、最近になって急に、一度も見せてもらったことのない就業規則を持ち出され『就業規則に記載されている始業時刻に出勤していない』と言われ、それを理由にいきなり『パート扱いにする』と言われた。その他会社側が主張する解雇理由は『積極性がない』だの『能力が劣る』だの具体性がないものばかりで、また『労働時間が週40時間でないのに、正社員というのがそもそもおかしい』とか『パートと比べて不平等だ』などとメチャクチャなことを言っている。

とのことで、確かに無茶な解雇である。

完封

A 教授は労働者側にはほとんど突っ込みを入れず、社長の説得に労力を傾ける。



いきなりの解雇じゃなく、労働条件変更を断ったんですから



労働条件の不利益変更は、労働者の合意なくば無効です。『引き下げを断ったから』という理由で解雇できるわけないでしょ



そもそも、正社員の労働時間は40時間であるべきでしょ。パートと比べて優遇されすぎです



これはまたおかしなことを・・・『正社員が40時間であるべき』なんて、どこに書いてあるんですか？そもそも本件は当初の契約において『週35時間で月給制』との合意があったんでしょ？どこに矛盾や不合理や我慢があるんですか？あなたがそれで良いから来てくれて言ったんじゃないですか



彼女の勤務態度には問題が・・・



勤務態度不良として会社が指摘する問題は具体性が全くありませんね、仮に業務に支障が生ずるような問題があったとしても、これまで同人に何らの注意もしていないし、始業時刻の問題にいたっては、お話にもならない。それとも人員削減すべき事情でも？



近々新たな店を出す予定だけど、売り上げは落ちてて、これからは引き締めていかないと競争に勝てないんです



『新たな店を出す』ってあなた、その一事をもってして、整理解雇は無理ですよ。これほどダメな解雇も珍しいですよ。応分の支払いをしないと



先生は、なんで相手側の肩ばかりを持つんですか



ぜ～んぜん肩なんか持ってませんよ。このままだと裁判で酷い目に遭うと申し上げているだけです。まあ、彼女が裁判をしない可能性もありますから、それに賭けてみます？

とどめ・・・

結局、A 教授の提案した条件であつせんはまとまったのだが、終始言い負かされ続けた社長が、悔し紛れの一言を・・・



先生、こんな感じで労働者ばかり優遇してたら、いつか国がダメになりますよ、中国を見てみなさい、あの人件費を。このままだといつか日本は中国に・・・

こちらは「まあ、まとまったんだから、最後まで好きに言わせて・・・」と思っていたのだが、A 教授は、これも見過ごさず・・・



確かに中国の賃金は安い。しかしあなた、安いのは賃金だけじゃないですよ、事業主の収入だってケタ違いに低いんです。そういうならあなた、中国の事業主並の報酬で我慢するんですか？都合のいいことばかり考えてちゃだめです



あううううう・・・



せんせ～
まとまったし、もうよろしいやん

心の声